

函館市消防本部消防職員委員会推薦指名委員推薦要領

第1条 この要領は、函館市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年函館市規則第50号）第5条第1項後段に規定する消防職員（以下「職員」という。）の推薦に基づき消防長が指名する委員（以下「推薦指名委員」という。）の選出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 消防本部，北消防署または東消防署（以下「消防本部等」という。）に所属する職員は，その職員の所属する係，隊または担当ごとに推薦指名委員の推薦を行う職員（以下「推薦人」という。）1名を話し合いにより決定する。

2 推薦人は，消防本部等ごとに会議を開催し，推薦指名委員として推薦する職員を話し合いにより決定する。この場合において，その職員の数は，消防本部等ごとに次に定めるとおりとする。

(1) 消防本部 1名

(2) 北消防署 2名（北消防署および桔梗出張所に所属する職員から1名ならびに亀田本町支署，末広出張所，大縄出張所および末広救急隊に所属する職員から1名とする。）

(3) 東消防署 2名（東消防署，的場支署，本通出張所および本通救急隊に所属する職員から1名ならびに南茅部支署，小安出張所，日ノ浜出張所，小安救急隊および日ノ浜救急隊に所属する職員から1名とする。）

3 人事異動等により推薦指名委員が欠けた場合は，前2項の規定により補欠の推薦指名委員として推薦する職員を決定するものとする。

附 則

この要領は，平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成31年4月1日から施行する。